

医政発0418第2号

令和5年4月18日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

視能訓練士養成所指導ガイドラインについて

視能訓練士学校養成所指定規則（昭和46年文部省・厚生省令第2号）については、平成14年に教育科目の名称を定める規定から教育の内容を定める規定への変更や単位制の導入など、カリキュラムの弾力化等の見直しを行って以降大きな改正は行われなかったが、この間、国民の医療へのニーズの増大と多様化、医療技術の高度化と複雑化等による業務の拡大により、視能訓練士に求められる役割や知識等は変化してきた。これら視能訓練士を取り巻く環境の変化に対応するため、令和3年9月から「視能訓練士学校養成所カリキュラム等改善検討会」を開催し、令和3年12月2日に報告書を取りまとめたところである。

これに伴い、別紙のとおり、新たに「視能訓練士養成所指導ガイドライン」を定めたので、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、貴管下の養成所に対する指導方よろしく願います。

特に臨地実習については、「視能訓練士学校養成所カリキュラム等改善検討会」において、医療のみならず保健、福祉、介護、特別支援学校等との連携をもつことで多彩な臨地で実習する機会を設けることを推奨する等が検討され、臨地実習の対象範囲を大きく見直す取組が求められたことから、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、貴管下の養成施設に対する指導方よろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

本ガイドラインは、視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第14条第1号に関しては令和6年4月1日から、同条第2号に関しては令和8年4月1日からそれぞれ適用することとし、「視能訓練士養成所指導ガイドラインについて」（平成27年3月31日医政発0331第29号都道府県知事宛本職通知）は、同条第1号に関しては令和6年3月31日、同条第2号に関しては令和8年3月31日をもってそれぞれ廃止する。

〔別紙〕

視能訓練士養成所指導ガイドライン

1 一般的事項

- (1) 視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号。以下「令」という。）第11条の指定の申請は、遅くとも授業を開始しようとする日の6か月前までに、その設置予定地の都道府県知事に提出すること。
- (2) 令第12条第1項の変更の承認申請は、遅くとも変更を行おうとする日の3か月前までに、当該養成所の所在地の都道府県知事に提出すること。
- (3) 養成所の設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。
- (4) 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。
- (5) 養成所の経理が他と明確に区分されていること。
- (6) 敷地及び校舎は、養成所が所有するものが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であること。

2 学生に関する事項

- (1) 学則に定められた学生の定員が守られていること。
- (2) 入学資格の審査及び選考が適正に行われていること。
- (3) 学生の出席状況が確実に把握されており、出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。
- (4) 入学、進級、卒業、成績、出席状況等学生に関する記録が確実に保存されていること。
- (5) 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ずること。

3 教員に関する事項

- (1) 実習には、必要に応じ、教員に加えて適当な数の実習指導員又は実習助手を配置すること。
- (2) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する視能訓練士、医師又はこれと同等以上の学識を有する者であること。
- (3) 専任教員である医師は、視能訓練につき少なくとも5年程度の経験を有する者であること。

4 授業に関する事項

- (1) 視能訓練士学校養成所指定規則（昭和46年文部省・厚生省令第2号。以下「指定

規則」という。)別表第1及び別表第2に定める各教育分野は、別表1に掲げる事項を修得させることを目的とした内容とすること。

(2) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

なお、時間数は実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

(3) 臨地実習は1単位を40時間以上の実習をもって計算することとし、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含めて45時間以内とすること。

(4) 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。

また、指定規則別表第1の備考第2号及び別表第2の備考第2号に定める大学、高等専門学校、養成所等に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に該当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に代えることができること。

(5) 合併授業又は合同授業は行わないこと。ただし、別表1の教育内容(社会の理解)に掲げる事項についてはその限りでないこと。

5 施設設備に関する事項

(1) 各学級の専用教室の広さは、学則に定める入学定員1人当たり1.65平方メートル以上であること。

(2) 実習室として次の実習ができるものを有し、その広さは、学則に定める入学定員1人当たり3.31平方メートル以上とし、かつ、適正に実習を行うことができる設備機能を有すること。ただし、視能訓練のための実習及び眼科実習を行う実習室については、構造設備が兼用できる場合に限り、相互に兼用しても差し支えないものであること。

(3) 教室及び実習室の広さは、内法で測定されたものであること。

(4) 教育上必要な機械器具、標本及び模型は、別表2を標準として整備すること。

(5) 教育上必要な専門図書は1000冊(ただし、視能訓練士法(昭和46年法律第64号)第14条第2号の養成所にあつては500冊)以上、学術雑誌は10種類以上を備えていること。

6 臨地実習に関する事項

- (1) 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。
- (2) 実習指導者は、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、視能訓練士又は医師として5年以上の実務経験及び業績を有し、十分な指導能力を有する者とし、そのうち1名は視能訓練士であって厚生労働省の定める基準に合った「視能訓練士臨地実習指導者講習会」を修了した者であることが望ましいこと。
- (3) 実習施設における実習人員は、当該施設の実情に応じた受入可能な数とし、実習指導者1人につき2人程度とすること。
- (4) 保健、福祉、介護、特別支援学校等との連携をもつことで、実習の機会を設けることが望ましいこと。

7 その他

- (1) 入学料、授業料及び実習費等は適当な額であり、学生又は父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。
- (2) 指定規則第5条第1項の報告は確実かつ遅滞なく行うこと。
なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。
- (3) 指定規則第3条第3項の承諾書は、申請に係る養成所が実習施設である病院に附設されている場合においては、添付を省略しても差し支えないものであること。

8 広告及び学生の募集行為に関する事項

- (1) 広告については、設置計画書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、設置計画(指定申請書提出後にあつては指定申請中)であることを明示すること。
- (2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

別表 1

教育内容と教育目標

教育内容		単位数		教育目標
		法第14条 第1号	法第14条 第2号	
基礎分野	科学的思考の基盤	14		科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。 生命倫理及び人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。 患者や医療スタッフとの良好な人間関係の構築に必要な能力を養う。
	人間と生活			
	社会の理解			
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	8	4	人体の構造と機能及び心身の発達を系統的に学び、生命現象を総合的に理解するための能力を養う。
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	9	6	健康、疾病及び障害について、予防、発症、治療、回復過程の促進に関する知識を習得し、理解力、観察力及び判断力を養うとともに、職業倫理を理解し、感染症対応と救急対応を含む医療安全管理の知識、高次脳機能障害や発達障害等の基礎を学ぶ。
	視覚機能の基礎と検査機器	8	8	視覚の情報処理過程を系統的に学び、視覚機能の疾病や障害を総合的に検出する視覚機能診断機器の原理と操作及び検査・測定方法の基礎理論と技術を習得し、疾病と障害との関連を理解する能力を養う。
	保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念	7	5	保健医療福祉の推進のために、社会保障制度を理解し、視能訓練士が果たすべき役割及び多職種連携について学習する。 併せて、特別支援教育等を含む地域社会

				における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を養う。
	小計	32	23	
専 門 分 野	基礎視能矯正学	12	12	視能矯正の枠組みと理論を理解し、系統的な視能矯正を構築できる能力を養うために、視覚心理物理、眼位・眼球運動、両眼視機能の生理と病態、検査の基礎及び理論を理解する。 また適切な視覚環境を整えるための生理光学及び眼鏡学の専門知識を理解する。
	視能検査学	11	11	多様化した視能検査の専門的知識と技術を習得し、画像情報の利用を含む評価技能について学習する。
	視能障害学	6	6	視能障害の予防と治療の観点から、種々の障害を理解する。
	視能訓練学	10	10	視覚発達の促進や種々の視能障害に対する矯正、訓練、指導及び管理などリハビリテーションの立場から必要な知識と技術を習得する。 また、視能障害に対する支援の観点から、神経生理や運動機能と感覚機能との関連／協調について視覚リハビリテーションを提供できる知識と技術を習得する。
	臨地実習	16	13	基本的な視能矯正の実践技術を習得し、患者との人間関係から共感的態度を養う。 また、外来、病棟、手術室など多様な医療現場におけるニーズに対応できる知識と技術を習得し、職業倫理を高め、医療チームの一員としての責任と自覚を培う。 併せて、臨地実習前後の到達度評価及び臨地実習後の振り返りにより、臨地実習に

				臨むために必要な知識、技術、患者対応及び臨地実習の効果を確認し、視能訓練士としての基礎的な実践能力を身につける。
	小計	55	52	
	合計	101	75	

別表 2

教育上必要な機械器具、標本及び模型

○機械器具

品目	数量
心理検査用具	
心理検査用具 3 種以上	各 1
視力測定装置	
遠用 3 種以上	10
近用 3 種以上	各 2
乳幼児用 3 種	各 1
視野測定装置	
動的量的視野計	10人で 1
静的量的視野計	15人で 1
中心視野計、中心暗点計 2 種	各 2
色覚検査機器	
色覚検査表 3 種以上	各 1
アノマロスコープ	1
色相配列検査 2 種以上	各 1
前眼部・透光体・眼底の検査及び記録装置	
倒像鏡	1
直像鏡	10人で 1
集光レンズ(14D、20D等)	1
*角膜形状解析装置一式	1
オフサルモメーター	1

プラチドー	1
*角膜内皮細胞測定装置	1
細隙灯顕微鏡(記録装置付を含む。)	2
眼底撮影装置	10人で1
三次元眼底解析装置	1
外眼部・眼位・眼球運動撮影装置(カメラ、ビデオ等)	1
眼球突出計	10人で1
検眼機器	
検眼レンズセット(クロスシリンダーを含む。)	6人で1
(架台式又は携帯式)	
遠近用レンズセット	3
レンズメーター	6人で1
瞳孔距離計	1
他覚的屈折検査機器一式	
レフラクトメーター	8人で1
レチノスコープ(ストリーク又はスポット)	4人で1
模型眼	4人で1
板付きレンズ	5
*光学式眼軸長測定装置	1
眼圧測定機器(圧入式、圧平式(接触型、非接触型)を含む3種以上)	10人で1
コンタクトレンズ検査用機器	
コンタクトレンズトライアルセット(ハード及びソフトを含む。)	2
ブラックライト	1
調節検査機器(近点計を含む2種)	3
暗順応に関する機器	1
両眼視機能検査機器	
大型弱視鏡	8人で1
斜視角測定機器	
マドックス正切スカラ(5メートル用)	1
角プリズム、プリズムバー	各2人で1

膜プリズムトライアルセット	2
ローレンス斜視計	1
眼球運動(複像)測定装置	
ヘス赤緑試験	1
立体視検査機器	
遠見ステレオテスト	1
近見ステレオテスト 4種以上	4人で1
三柱深径覚計(三杆法)	1
網膜対応検査機器	
残像検査装置	2
ウォース4灯計、ベレンス3色灯	各1
バゴリーニレンズ	5人で1
バゴリーニレッドフィルターラダー	1
不等像検査機器	2
視能矯正・訓練治療機器	
コーディネートル	2
カイロスコープ	3
立体鏡	3
斜視手術器具一式(供覧用)	1
視覚障害者用機器	
視覚障害者用シミュレーションレンズ	1
視覚障害者用補助具	
弱視レンズセット(眼鏡型、卓上型及び単眼型)	各2組
拡大装置(タブレット端末を含む。)	1
遮光眼鏡一式	1
生活用具一式	1
電気生理検査機器	
ERG測定装置	1
眼球運動(EOG、ENG、OKN)測定装置	1
VEP測定装置	1

超音波診断装置(A/Bモード)	1
光学実験装置	1
中心感度測定装置	
中心フリッカー値測定機器	1
コントラスト感度測定機器	1
バイタル検査用具一式(血圧計、聴診器、体温計、メトロノーム等)	各 1
高齢者疑似体験セット	1
車椅子	1
消毒、滅菌装置一式	1
薬品等保存用冷凍冷蔵庫	1

備考 ＊を付けたものについては、養成所又は臨地実習施設のいずれかにおいて使用できるものであること。

○標本及び模型

品目	数量
人体模型	1
人体骨格模型	1
人体神経走行模型	1
眼球模型 2 種以上	各 1
頭骨模型	5 人で 1